

特集 被害者支援センターの活動

全国被害者支援ネットワーク(以下ネットワークという)の加盟団体である、各地の犯罪被害者支援センターは(計48団体、以下センターという)、犯罪被害者ご本人、ご家族、ご遺族、ごきょうだい、関係者等(以下犯罪被害者等という)に対し、無料で支援を提供しています。

センターが2023年度に行った支援活動と、センターの組織体制についてご報告します。

2023年度センター活動状況

センターは犯罪被害者等の方からの相談への対応、直接的支援、自助グループへの援助、広報啓発活動、犯罪被害者等給付金の申請補助などの活動を無料でおこなっています。以下は2023年4月から2024年3月までの、センターによる相談活動と直接的支援の状況です。

(注) 性暴力被害者支援ワンストップセンターの件数も含めて計上されています。

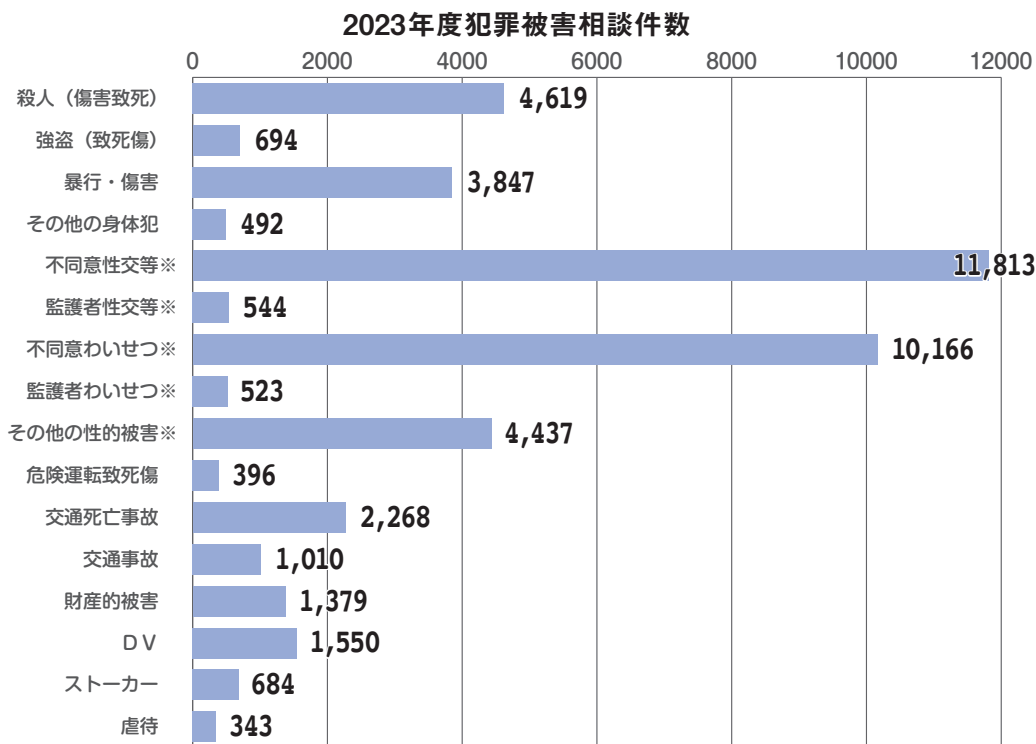
1) 犯罪被害相談件数

48センターが、2023年4月から2024年3月までに取り扱った相談総数は52,523件。うち、犯罪被害に関わる相談が44,765件(85.2%)、犯罪には該当しないが相談電話で扱ったのが7,758件(14.8%)でした。

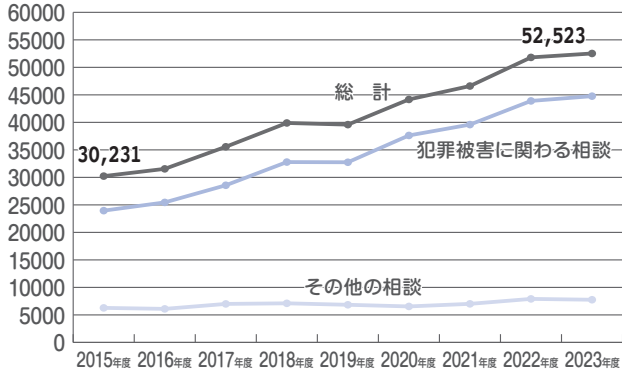
犯罪に該当しない相談としては、近親者の死別や自死に関する相談、犯罪被害に関する一般的な問い合わせなどが含まれます。

相談の総数52,523件から、「その他」7,758件を除いた、犯罪被害相談の計44,765件(以下「犯罪被害相談件数」という。)について、被害罪種別にグラフで示します。

最も多い相談は性犯罪被害(グラフ中※印)27,483件で、犯罪被害相談件数の61.4%を占めます。性犯罪被害の中では、不同意性交等の相談件数が最も多く11,813件(26.4%)、次いで不同意わいせつ10,166件(22.7%)、その他の性的被害は4,437件(9.9%)でした。身体犯の被害は9,652件で、犯罪被害相談件数の21.6%を占めます。身体犯の中では、殺人(傷害致死)の相談件数が最も多く4,619件(10.3%)であり、暴行・傷害3,847件(8.6%)、強盗(致死傷)694件(1.6%)、その他の身体犯492件(1.1%)でした。交通事犯は、危険運転致死傷、交通死亡事故、交通事故の計3,674件で、犯罪被害相談件数の8.2%です。また、財産的被害は3.1%、DV被害は3.5%、ストーカーは1.5%、虐待は0.8%でした。

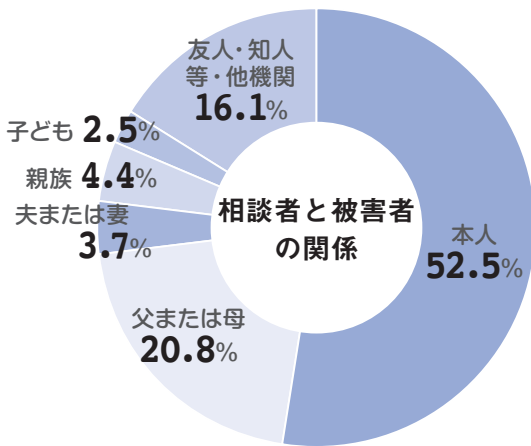


2015年度から2023年度までの相談件数の推移



2) 相談者と被害者の関係

被害者ご本人からの相談が52.5%で最も多く、次いで一親等(父または母)が20.8%となっています。配偶者(夫または妻)が3.7%、親族4.4%、子ども2.5%、友人・知人等・他機関16.1%でした。



3) 直接的支援

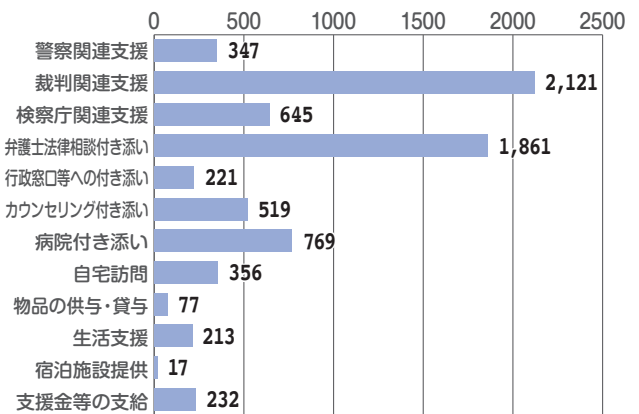
48センターが、2023年4月から2024年3月までに被害者等からの相談や警察からの情報提供によ

て行った直接的支援は、9,608件でした(犯罪被害以外の支援を除く)。

グラフ中の項目に当てはまらない「その他」2,230件を除いた7,378件について、内訳を示したグラフです。

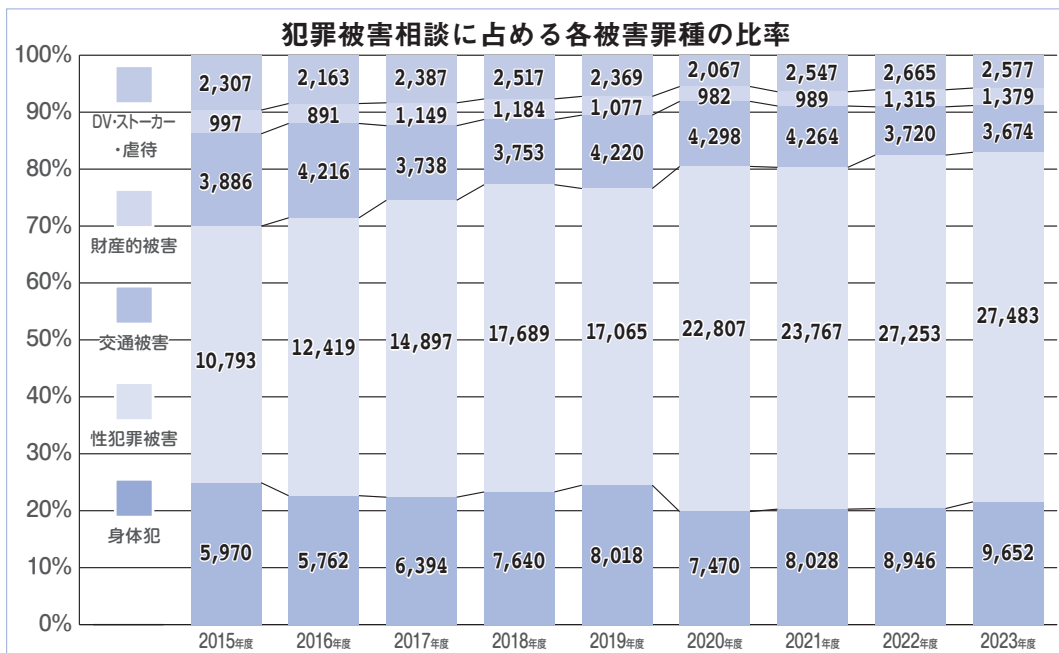
直接的支援では、被害者参加裁判への相談員による付き添い、裁判傍聴への付き添い、被害者に代わって裁判の記録をとる代理傍聴など裁判関連の支援が最も多く、2,121件(28.7%)、次いで弁護士法律相談付き添い1,861件(25.2%)、病院付き添い769件(10.4%)、検察庁関連支援645件(8.7%)、カウンセリング付き添い519件(7.0%)、自宅訪問356件(4.8%)、警察関連支援347件(4.7%)、支援金等の支給232件(3.1%)、行政窓口等への付き添い221件(3.0%)、生活支援213件(2.9%)、物品の供与・貸与77件(1.0%)、宿泊施設提供17件(0.2%)となっています。

直接的支援の内訳



4) 被害罪種別相談件数の推移

被害罪種を身体犯/性犯罪被害/交通被害/財産的被害/DV・ストーカー・虐待に分類した推移は以下の通りです。

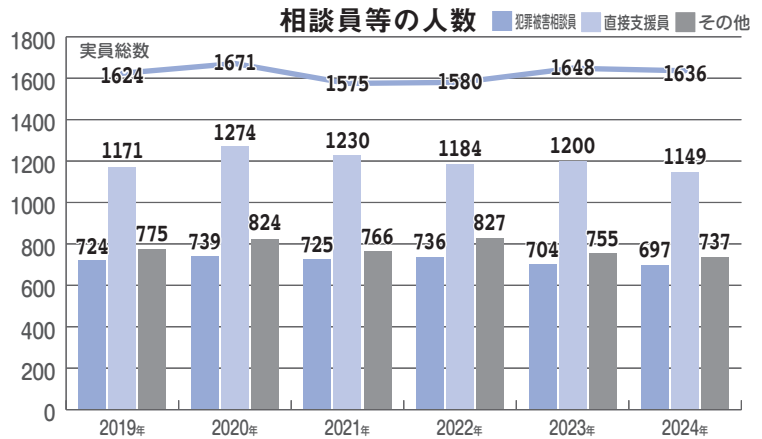


2024年度センター組織体制

ネットワークは毎年4月に各地センターの組織体制調査を実施しています。

1) 相談員等の人数

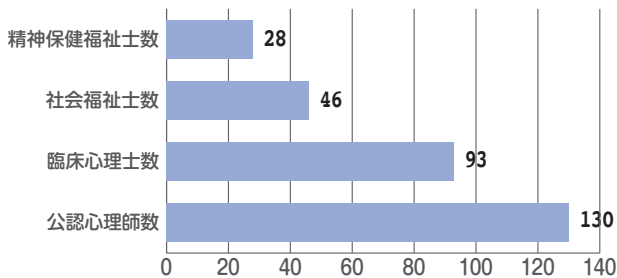
センターで支援活動を行っている相談員等の推移です。犯罪被害相談員は都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定された団体に認定された支援活動従事者を指し、支援においてリーダー的役割を担います。相談件数が増加しているにもかかわらず相談員等の人数は横ばいで、支援提供の負担が大きくなっています。



2) センター所属の資格職

センターには、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ相談等が所属し、必要に応じて心理的支援や社会福祉等の支援を提供しています。

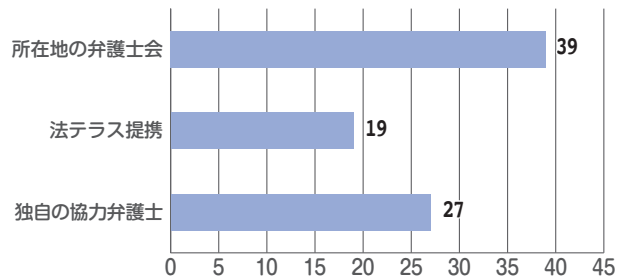
センター所属の資格職 ※



3) センターの法律相談

センターでは、センター独自の協力弁護士や、地元の法テラス及び弁護士会と協力して、犯罪被害者等の方へ法律関連の支援を提供しています。

センターの法律相談の体制 ※



4) 支援の充実のために連携をとっていききたい機関

センターでは、犯罪被害者等の方へ提供する支援の充実及び質の向上のため関係機関と連携して支援を提供しています。

今後、支援の充実のために連携をとっていききたい機関

